

# 災害時における相互応援に関する協定

東京都多摩市（以下「甲」という。）と静岡県賀茂郡西伊豆町（以下「乙」という。）の間において、甲乙間の災害時における相互応援に関して、次のとおり協定を締結する。

## （協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に地震、台風等により大規模な災害が発生した場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第1項に定める武力攻撃が発生した場合において、被災自治体のみでは、被災者の援護等の応急措置が十分に行うことができない場合において、被災自治体の要請にこたえ、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

## （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療並びに防疫に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者を一時的に収容する施設の提供
- (6) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (7) 被災自治体に対する情報発信の支援
- (8) 復興に係る職員の派遣
- (9) 被災者に対する情報発信の支援
- (10) 各種ボランティアの斡旋
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

## （応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援を要請する場合には、次に掲げる事項を、災害時応援要請依頼書（別記様式）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、災害時応援要請依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
  - ア 物資・資機材の搬入
    - 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
  - イ 人員の派遣
    - 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

## ウ その他、応援に必要な事項

(3) 情報発信の支援に関する応援を要請する場合には、発信対象、発信内容及び発信期間

### (自主的活動)

第4条 甲及び乙は、甲又は乙の地域に大規模な災害が発生した場合には、自主的に被害状況等の情報収集を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡が取れない場合には、自主的な応援活動を実施することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費、使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定により、自主的な応援活動を実施した場合は、被災自治体から前条の規定による応援の要請があつたものとみなす。

### (経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令に定める場合を除き、応援を実施した自治体の負担とする。

- 2 前項の規定により難い場合には、甲乙協議のうえ決定する。

### (災害補償等)

第6条 第2条第6号又は第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 応援を要請した自治体は、派遣職員が応援業務の従事中に第三者に損害を与えた場合には、当該損害賠償の責を負うものとする。ただし、派遣職員が往復路の途上で第三者に損害を与えた場合には、応援を実施した自治体が当該損害賠償の責を負うものとする。
- 3 前項の規定は、第4条第2項に規定する自主的な応援活動においても適用するものとする。

### (平時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 応援に関する連絡担当部局を定め、相互に通知する。なお、同部局を変更した場合は、その都度通知する。
- (2) 甲及び乙が主催する防災訓練に、必要に応じ相互に参加する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有する

平成27年4月19日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

東京都多摩市

代表者 多摩市長

印

乙 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1

静岡県賀茂郡西伊豆町

代表者 西伊豆町長

印

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

多摩市長・西伊豆町長 殿

多摩市長・西伊豆町長

災害時応援要請依頼書

災害時における相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、貴（市・町）へ下記のとおり応援を要請する。

記

主な被害状況									
応援を要請する内容	応援期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで							
	応援物資・資器材								
	応援職員	職種		派遣場所					
		人数	名	活動内容					
その他									

その他詳細は、添付資料を参照してください。

※連絡先： 部 課 担当 電話